〔キャッシュ・フロー計算書関係〕

1．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	3,265,404,978円
定期預金	0円
資金残高	3,265,404,978円

2．重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品	146,538,720円
計	146,538,720円

現物寄附の受入による資産の取得

建物	1,598,400円
工具器具備品	42,929,940円
計	44,528,340円

〔金融商品関係〕

1．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については１年未満で決済される短期的な預金及び１年以上で決済される長期性預金に限定しております。未収債権等に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。

また、借入金はありません。

2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴現金及び預金	3,265,404,978	3,265,404,978	—
⑵売掛金	275,765,137	275,765,137	—
⑶買掛金	(1,176,712,564)	(1,176,712,564)	(　—)
⑷未払金	(1,877,781,806)	(1,877,781,806)	(　—)

（注１）　負債に計上されているものは、(　) で示しております。

（注２）　売掛金は貸倒引当金を控除している金額を記載しております。

（注３）　なお、貸借対照表に計上されているリース債務は、企業会計基準適用指針第19号金融商品の時価等の開示に関する適用指針（平成20年３月10日　改正平成23年３月25日　企業会計基準委員会）第24項ただし書きにより、金融商品会計基準等の適用にあたり重要性が乏しいと認め、時価の注記を省略しております。

（注４）　金融商品の時価の算定方法に関する事項

⑴　現金及び預金、⑵　売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶　買掛金、⑷　未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

〔資産除去債務関係〕

当事業年度末（平成28年３月31日）

1．当該資産除去債務の概要

当法人は、法人所有の建物等の解体時における「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に基づく除去費用につき資産除去債務を計上しております。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

負債計上した資産除去債務の金額の算定にあたっては、使用見込期間を２年～44年と見積り、割引率は0.167％～2.303％を使用しております。

3．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減　（単位：円）

期首残高	3,015,609,552
有形固定資産の取得に伴う増加額	0
有形固定資産の除却に伴う減少額	0
時の経過による調整額	11,249,156
期末残高	3,026,858,708

Ⅲ　重要な債務負担行為

契約締結後、翌年度以降に履行となる重要な債務負担行為の額は、以下のとおりであります。

（単位：円）

件　名	契約金額	28年度以降支払予定額
二次側高圧変電設備改修工事	1,320,840,000	802,008,000
医療情報システムの賃貸借	712,530,000	130,630,500
新特高変電所新営その他電気設備工事	332,100,000	231,876,000
磁気共鳴診断装置の賃貸借	287,431,200	99,802,500
環境整備（共同溝）工事	260,496,000	80,568,000
重粒子医科学センター病院ＥＳＣＯ事業	127,234,800	62,370,000
動物用ＰＥＴ装置の賃貸借	116,865,000	55,650,000
被ばく医療共同研究施設廃棄物処理設備（排水処理・焼却炉等）改修工事	108,000,000	108,000,000

Ⅳ　重要な後発事象

当研究所は、「国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律（平成27年法律第51号）」（以下、「法律」という。）附則第２条第１項の規定に基づき、法律の施行の時（平成28年４月１日）に、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の権利及び義務の一部を承継し、名称を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」（以下、「当機構」という。）に改めました。

なお、法律附則第２条第３項の規定により、当機構が承継する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の資産の価額から負債の金額を差し引いた額を、政府から当機構に出資されたものとしますが、承継する資産の価額が今後開催される資産評価委員会で決定されるため、出資額は未定です。

Ⅴ　その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

該当事項はありません。